

## ②行政文書の移管又は廃棄

省 庁 名	文 書 管 理 規 則 に お け る 規 定
ガイドライン	<p><b>第4 行政文書の移管又は廃棄</b></p> <p>1 施行令第16条第1項第8号の規定による保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了した行政文書の内閣総理大臣（国立公文書館）等への移管又は廃棄の措置については、1年未満の期間保存する行政文書を除き所定の手続をとるものとする。</p> <p>2 施行令第16条第1項第9号の規定による保存期間が満了する前に特別の理由が生じた場合の廃棄の措置については、行政機関の長の承認を得て行うものとする。</p>
内 閣 府	<p><b>(内閣総理大臣への移管)</b></p> <p><b>第43条</b> 文書管理者は、国立公文書館法第15条第2項の規定に基づき、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了した行政文書のうち、独立行政法人国立公文書館で保存することが適当であると認められるものについて、部局総括文書管理者の承認を得て、大臣官房総務課長と協議の上、大臣官房総務課を通じて内閣総理大臣に移管することができる。</p> <p>2 文書管理者は、行政文書ファイル等を内閣総理大臣に移管したときは、その旨を行政文書ファイル管理簿に追記する。この場合にあっては、その処理が終わった日の翌日から起算して5年間経過した後、当該行政文書ファイル等に係る記録を削除する。</p> <p><b>(行政文書の廃棄)</b></p> <p><b>第44条</b> 文書管理者は、行政文書ファイル等のうち、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了したものについては、内閣総理大臣に移管するものを除き、部局総括文書管理者の承認を得て、廃棄処分に付する。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の廃棄処分に付した行政文書ファイル等について準用する。</p> <p>3 文書管理者は、保存期間が満了していない行政文書を当該行政文書が属する行政文書ファイル等の保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときは、内閣総理大臣の承認を得て、廃棄処分に付することができる。この場合にあっては、廃棄する行政文書名、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成する。</p> <p>4 文書管理者は、保存期間基準により保存期間が1年未満となる文書については、事務処理上必要な期間が満了した時点で適宜廃棄処分に付する。</p>
公正取引委員会	<p><b>(文書の廃棄等)</b></p> <p><b>第7条</b> 保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了した行政文書は、国立公文書館等に移管するものを除き、廃棄する。</p> <p>2 国立公文書館等に移管する場合には、事前に総括文書管理者の承認を受けた上で移管するものとする。</p> <p>3 保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の事由が生じた場合は、事前に委員長の承認を受けた上で廃棄することができるものとする。この場合、廃棄する行政文書の名称、当該特別の事由、廃棄した年月日等を記載した記録を作成するものとする。</p>
警 察 庁	<p><b>(国立公文書館への移管)</b></p> <p><b>第44条</b> 文書管理者は、保存期間（第41条又は第42条の規定により保存期間が延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次条及び第46条において同じ。）が満了した行政文書のうち国立公文書館に移管することが適当と認められるものがある場合は、主任文書管理者を経由して、総括文書管理者に報告するものとする。</p> <p>2 総括文書管理者は、前項の規定により報告を受けた行政文書について国立公文書館に移管することが適当と認められる場合は、当該行政文書を文書管理者から主任文書管理者を経由して引き継いだ上で、内閣総理大臣を経由して、国立公文書館に移管するものとする。</p> <p><b>(行政文書の廃棄)</b></p> <p><b>第45条</b> 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書については、前条の規定により国立公文書館に移管することとするものを除き、行政文書の内容又は媒体に応じた方法により廃棄するものとする。この場合において、当該行政文書に情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>(保存期間満了前の廃棄)</b></p> <p><b>第46条</b> 文書管理者は、特別の理由があるときは、長官の承認を得て、保存期間が満了する前に行政文書を廃棄することができる。</p> <p>2 前項の規定により保存期間が満了する前に行政文書を廃棄する場合は、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。</p>
防 衛 庁	<p><b>(移管)</b></p> <p><b>第30条</b> 保存期間が満了した行政文書のうち、歴史的資料等として保存する必要のあるものについては、長官から、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第2項の規定により内閣総理大臣に、又は情報公開法施行令第2条第1項第3号に規定する機関に移管するものとする。</p> <p><b>(廃棄)</b></p> <p><b>第31条</b> 保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了した行政文書については、前条の規定により移管するものを除き、行政文書の内容に応じ適切に廃棄するものとする。</p> <p>2 保存期間が満了する前に特別の理由が生じた場合の廃棄の措置は、長官の承認を得て行うものとする。この場合において、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならない。</p>